

ひとり親家庭等のために ご存知ですか？ 児童扶養手当・遺児手当

児童扶養手当

離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。

◎手当を受けられる人は？

日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定程度の障がいの状態にある児童）を監護している父、母、または、父もしくは母に代わつて児童を養育している方

■支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいにある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から一年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が一年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父・母ともに不明である児童

◎手当の対象とならない場合は？

次の項目以外にも支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

■児童が・・・

- ・父または母の死亡で支給される公的年金または遺族補償を受けることができないとき
- ・児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき
- ・父または母に支給される公的年金の加算対象となっていないとき

■父、母または養育者が・・・

- ・公的年金給付を受けることができないとき
- ・婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき

■所得による支給制限

支給資格者または同居の扶養義務者（支給資格者の父母・祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が一定の限度額以上である場合は、所得制限により、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の一部または全部の支給が制限されます。

なお、受給者が父母等の親族と同居している場合でも、親族の所得によつては、手当が支給される要件に

合致する場合もあります。

児童扶養手当の年度更新は8月のため、新たに所得限度額以下になる場合は、7月中に新規の認定請求書を提出し、審査のうえ認定されれば8月分から支給されます。

■児童扶養手当の支給月額（平成26年度 4月から）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,020円	所得に応じて41,010円～9,680円
2人	46,020円	児童1人の手当額に5,000円加算した額
3人～	児童1人増すごとに3,000円加算した額	

なお、支給月額は、年金特例水準の段階的な解消のため、平成27年4月分から一部減額される予定です。

◎公的年金との併給について平成26年12月より制度が変わります

現在、公的年金を受給している（できる）場合には、児童扶養手当を受給することはできません。

しかし、平成26年12月より、児童扶養手当よりも低額の公的年金等を受給する場合には、その差額分の手当を支給できるよう制度が変更となります。現在、国で準備を進めている段階のため、申請等の詳細については、決まり次第広報にてお知らせします。

遺児手当

両親または父母の一方が死亡して遺児となった義務教育終了前（中学

卒業前）の児童を養育している方に支給されます。

◎手当支給要件

日本国民で、市内に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ・父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父または母で、現に配偶者を有しない方
- ・父母の一方が死亡した児童を父もしくは母が監護しない場合は、当該児童を養育（父母以外の方がその児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをする方または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方
- ・父母が死亡した児童を養育する方
- ・または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

◎手当の額

児童1人につき月額3千円

ただし、支給には所得制限があり、前年の所得に市民税の所得割が課税されている場合には原則として支給されません。

■「手当の手続き」は？

手続の際は、必ず事前にご相談ください。石橋庁舎こども福祉課窓口にて認定請求書及び戸籍謄本等の添付書類をご提出いただきます。

■相談・問い合わせ先

こども福祉課 ☎(52) 11114